

条例指定の更新申出に対する審議の進め方等について（案）

■議案の趣旨

- ・ 条例指定の指定申出の場合の「審議の進め方」（2015（平成 27）年度審議会で決定）を踏まえたうえで、更新申出に対する審議会の審議の進め方等を明確化する必要がある。
- ・ その際、民間委員による合議制の審議会設置の趣旨を踏まえるとともに、本制度の趣旨に基づき、府民協働促進の観点から、条例指定を求める NPO 法人にとって利用しやすく、府民から見てもわかりやすい手続きとする必要がある。

■審議等の流れ

【審議会開催前】

1 法人から更新申出書の提出

- ・ 条例指定の有効期間は 5 年間。
- ・ 更新する場合は、指定日から 5 年を経過した日の 9 か月前から 6 か月前までに、府に更新申出書の提出を要する。

2 事務局による事前調査

- ・ 書面審査
- ・ 現地調査（事務局職員が法人を訪問調査）

3 審議会招集

- ・ 審議会委員へは、招集通知とともに、議案の参考資料として更新申出書（写）を送付。

【審議会開催】

4 知事から会長への諮問

5 審議

- ・ 指定申出の場合の「審議の進め方」（2015（平成 27）年度審議会で決定）を踏まえたうえで、更新申出の場合の審議の進め方については、次のとおりとする。

(1) 事務局による事前調査結果の報告

- ・ 更新申出に対する事前調査（書面審査および現地調査）の結果について事務局から報告を受ける。
- ・ 更新申出書（写）の事前送付を受けている委員から、事務局の報告に対して質問、確認等

(2) 審議会による法人ヒアリングを行うにあたり事前打合せ

- ・ 法人に対するヒアリングのポイント等について委員間で打合せを行う。

(3) 審議会による法人ヒアリング

①ヒアリングのポイント（例）

- ▶ 地域課題と考えていることは何か。
- ▶ 申出書に記載の事業の実施状況や今後の予定はどうか。
- ▶ 地域課題解決への取り組み状況はどうか。
- ▶ 法人のミッションなども合わせて。

②ヒアリングの方法

- ・ 法人に対するヒアリングは、以下の（ア）から（ウ）のいずれかの方法による。
いずれの方法によるかは、会長が予め事務局と調整のうえ審議会招集時に委員に通知。
- （ア） 法人の代表者を審議会会場に招き、対面で実施。
- （イ） 法人の代表者はオンラインで審議会に出席し（音声及び映像を共有）、対面で実施。
- （ウ） （ア）・（イ）ともに実施困難な場合に、審議会が適当と認める代替の方法により実施。

(4) 審議

- ・ 更新申出書、事務局による事前調査結果報告、審議会での法人ヒアリングの結果を踏まえ、更新の適否について審議する。

（審議のポイント（例））

- ▶ 指定要件との合致。特に協働要件と情報発信要件について。
- ▶ 指定期間を通して、順調な事業活動を展開しているかどうか。
- ▶ 指定期間を通して、安定的な運営ができているかどうか（収支状況等）。
- ▶ 今後の活動について、さらに発展が見込めるかどうか。
- ▶ その他、法人ヒアリングで把握した内容について。 等

(5) 答申案について決定。

- ・ 審議結果に基づき、答申案を決定。

(6) 答申

- ・ 審議会終了後、答申案について事務局起案、会長決裁のうえ、審議会開催日付で答申。

<参考>

- ・ 条例指定の有効期間は5年間
（大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項）
- ・ 法人が更新を希望する場合は、指定した日から5年を経過した日の9か月前から6か月前までに大阪府への更新申出書の提出が必要（同条例第8条第2項）
- ・ 更新しない場合は条例改正を行う必要がある（条例から法人名・住所を削除するため）。更新する場合は条例改正の必要なし。